

（一七七五）
安永四年九月 甘楽郡小沢村の熊撃ちにつき廻状請書

〔A〕

差上申御請書之事
さしあげもうすおうけしよのこと

（皮）

一先達せんだつて而御触有ふれ之候、熊打留候ハ、右熊波うらとめ御買上ニ相成候
あいだ間、打留次第早々可ニ申上もうす候、尤打止不もうさず申候ハ、其段茂可ニ
申上もうす旨、此度このたび以ごかいじよう御廻状をもちつて被おおせ仰渡わたされ、承知かしこ奉み畏た候、惣そう
百びやく姓しやう罷出まかりいで、随分狩申候得共、一切打止不もうさず申候、以来打止
次第御訴可ニ申上もうす候、以上
おうつたえ

上州甘楽郡小沢村
かんら

安永四年末九月

年番名主

六左衛門印

組頭

七左衛門印

百姓代

与三郎印

遠藤兵右衛門様

御役所